

伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分） の申請について

伊勢市健康福祉部 高齢・障がい福祉課

1 趣旨

原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している伊勢市内の障害福祉サービス等事業所を支援するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、支援金を交付します。

2 対象事業所、交付に係る要件及び交付金額

区分	サービス種類	交付金額（1事業所あたり）
入所系	短期入所、施設入所支援、共同生活援助	60,000円
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	30,000円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援	30,000円

※ 申請日時点においてサービスを提供しており、原油価格や物価高騰の影響を受けている、市内にある事業所が対象です。但し、公立で運営されている事業所については除きます。

※ 訪問系事業所については、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、一つの事業所とみなします。

【例】

- 居宅介護事業と同行援護事業、計画相談支援事業及び障害児相談支援事業 etc.
- 介護保険サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護等」 etc.

⇒ 介護保険サービスと障がい福祉サービスを一体的に実施している場合は、原則、介護保険サービスとして、介護保険課へ申請してください。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ① 伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付申請書兼請求書（別記様式）
- ② 原油価格・物価高騰の影響を受けていることの申出書

- ※ 申請者は、事業所申請（開設）者として登録されている法人となります。複数の事業所を運営している法人については、まとめて申請してください。
- ※ 請求書の振込先は申請者（法人）名義の口座を記載してください。事業所名義など、法人以外の名義の口座を使用する場合は、別途委任状を提出してください。
- ※ 同一の口座にて申請される場合は、申請額をまとめてお振込みさせていただきますので、ご了承ください。

（紙で提出の場合）

- ※ 交付申請書及び請求書の「申請額」、「請求額」については訂正が認められません。提出前に金額に誤りがないか確認をお願いします。
- ※ 申請書の申請額以外の箇所を訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正箇所に申請者が署名（申請書の申請者欄に押印がない場合。）をするか、申請書に押印した印と同じ印の押印をお願いします。申請者欄に押印がない場合の訂正印での訂正は認められません。

(2) 提出方法

原則、Eメール（郵送、持参も可）

(3) 提出先

（Eメール）syougai@city.ise.mie.jp

（郵送） 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課 障がい福祉係 中村

(4) 受付期間

令和8年9月30日（水）まで

※お早目の申請をお願いします。

4 お問い合わせ先

高齢・障がい福祉課 障がい福祉係 中村

電話番号 0596-21-5558 / ファックス 0596-20-8555

メール syougai@city.ise.mie.jp

5 その他留意事項

- 本支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定の取り消し、及び返還を求める場合があります。
- 申請いただいた事業が申請要件に該当しているか確認するため、現地確認をさせていただく場合があります。